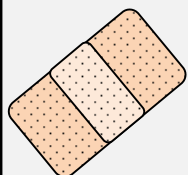


船員保険制度の一部が 労災保険制度に統合されました！



平成22年1月1日から、
仕事又は通勤が原因の怪我、病気又は亡くなった
場合は、労災保険から給付されるようになりました！

(注) 一部の給付（労災保険の上乗せ給付又は船員保険独自給付）については、引き続き船員保険から給付されます。

仕事又は通勤が原因の怪我、病気又は亡くなった場合の
請求先は、**労働基準監督署に変わりました！！**

(注) 一部の給付（労災保険の上乗せ給付又は船員保険独自給付）については、引き続き船員保険から給付されますが、請求先は全国健康保険協会船員保険部に変わりました。



事業主（船舶所有者）におかれましては、**法人の代表者**に
当たらなくても、**特別加入制度**に加入していただくことで、
労災保険による補償を受けることが可能となります。

(注) なお、一定の加入要件がありますのでご注意ください。

平成22年1月1日から
船員を1人でも雇っている事業主（船舶所有者）は、船員保険とは別に、
労災保険にも加入手続きを行わなければならなくなりました！

詳細については、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署などまでお気軽にご相談ください

労災保険にかかるご相談

都道府県労働局所在地

<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/index.html>

労働基準監督署所在地

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

船員保険にかかるご相談

全国健康保険協会船員保険部

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/15.html>

電話：0570-300-800

（全国一律通話料金、公衆電話及び
一部の携帯電話・PHS・IP電話から利用不可）

03-6862-3060

（通常電話料金）



厚生労働省

都道府県労働局
<http://www.mhlw.go.jp/>

労働基準監督署